

札幌市森林整備事業補助金検査等要領

令和4年（2022年）8月25日 みどりの管理担当部長決裁

最終改正：令和8年（2026年）8月4日

（趣旨）

第1条 この検査等要領は、札幌市森林整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条に規定する事業の検査に関し、要綱及び札幌市森林整備事業補助金交付実施要領（以下「実施要領」という。）の規定によるほか、必要な事項を定める。

2 前項のほか、補助金額の算定方法について実施要領別表1に定めるほか、必要な事項を定める。

（検査員）

第2条 検査は、検査員が行う。

2 検査員は、みどりの管理担当部長が指定し、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

3 みどりの管理担当部長は、現地検査の実施について申請者にあらかじめ通知し、立会を求めるものとする。

4 みどりの管理担当部長は、検査員のほか立会人を指定する。立会人は検査員が第2項により適正に検査を行うことを確認するものとする。

（検査の区分及び対象）

第3条 検査は、書類検査及び現地検査とする。

2 検査は、補助対象事業の終了後に検査員が行うほか、必要に応じて事業実施中にも行うものとする。

3 原則として、申請全件を検査対象とする。

（検査の認定）

第4条 検査の結果、現地検査において当該施行地が要綱及び要領に定める規定に適合しない場合、又は、書類検査において不備と認められる場合は、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。

（間伐）

第5条 間伐の検査及び補助金額の算定について、要綱および実施要領に定める規定以外は次のとおりとする。

ア 施業状況の確認

現地検査では、申請者が設定した標準地において調査を実施し、施業状況が要綱および実施要領で定める範囲内となっているか確認する。確認対象とする標準地は1か所を基本とするが、対象地の状況や調査結果等を踏まえ、追加することができる。

イ 区域の確認

GNSS等による測量成果の提出があった場合は、2カ所以上の測点を計測し、座標値データの精度を確認することで、間伐面積の検査とすることができるものとする。なお、許容される誤差の限度は座標値 3.000（3メートル）以内とする。

ウ 搬出材積の確認

伝票がない場合、書類検査のほか、現地検査当日に無作為で抽出したはい積の体積の確認等を2カ所以上行う。

（森林作業道）

第6条 森林作業道の検査及び補助金額の算定について、要綱および実施要領に定める規定以外は次のとおりとする。

ア 延長

延長は道路幅中心線で検査員によるGNSS測量により算出する。水平距離と実測距離の差が無視できる程度の短い距離等の場合は、GNSS測量に代わって測定器を使用して実測することも可能とする。

イ 斜度（土工算出）

斜度区分は、GNSS測量成果や実測距離を用いて、起点、終点、起点から概ね40mごとに測点を指定し（以下、起点～測点を「測点等」とする）、勾配計を用いて実測、又はGIS及び共有基図により等高線を用いて勾配を算出する。測点等の勾配が変化する場合は、測点等間の中央で変化するものとする（40m間の場合は20mで変化）。なお、アで算定する延長を斜度区分で按分するにあたっては、水平距離と実測距離の差が顕著な場合、実測距離に基づく斜度区分ごとの延長の割合を、水平距離に基づく斜度区分の按分に適用することも可能とする。

ウ 作工物等（その他施設整備）

作工物は書類検査のほか、現地検査において規格および数量を、一部（抽出）もしくは全数を確認する。

エ 林相（共通仮設費算出）

林相は原則、森林調査簿の記載によるが、現場の状況と著しく異なる場合は現地検査を踏まえ札幌市が決定する。

（林業機械レンタル）

第7条 林業機械レンタルの検査について、要綱および実施要領に定める規定以外は次のとおりとする。

ア 本補助制度の対象外である他の森林等で使用する場合

レンタル期間から控除する使用期間には、他の森林等内での待機日も含むものとする。

イ 休工日又は待機日

レンタル期間には、補助対象事業地での待機日及び休工日も含むものとする。

ウ 写真の撮り忘れの取り扱い

休工日等の他、写真の撮り忘れ等により写真がない場合であっても、当該機械が補助対象事業地で使用されていると判断できる場合は、レンタル期間に含める。

エ 当該機械が補助対象事業地にあることの確認

市の許可を得て、他の森林で当該機械を使用している場合を除き、検査員は当該機械が補助対象事業地にあることの確認を写真等において申請者に随時求めることができるものとする。

（検査結果の復命）

第8条 検査員は、完了検査実施後、速やかに結果について復命書を作成し、みどりの管理担当部長に復命するものとする。なお、一部分について事業中に検査を実施した場合は、不合格の場合を除き、完了検査実施後にまとめて復命することができるものとする。

2 復命書には、検査や補助金額の算定に用いたGNSS測量成果やGIS資料、現場検査において取得した資料や写真を添付するものとする。